

当協会は公益社団法人に移行します

当協会は、3月21日に福岡県より公益社団法人認定を受け、本年4月1日から公益社団法人としてスタートできる運びとなりました。

これも偏に、皆様方のご支援とご協力のおかげです。厚く御礼申し上げます。公益社団法人としての元年を迎える喜びを感じるとともに、当協会が果たすべき重責に身が引き締まる思いです。

公益法人制度改革関連三法が平成18年6月に公布され、従来の全ての公益法人は、平成25年11月までに内閣府の「公益認定等委員会」の審査を経て、公益社団（財団）法人か若しくは一般社団（財団）法人に移行することとされました。これを受け、当協会では平成20年5月20日の代議員会にて公益社団法人を目指すという決議をし、昨年8月29日に福岡県に移行認定を申請しました。その後は公益社団法人化へ向けて、福岡県の所管部署と折衝を重ね、本年2月10日に福岡県公益認定等審議会の答申を経て3月21日に正式に公益社団法人の認定書（別紙）を受けるに至りました。これにより、当協会は社団法人福岡県宅地建物取引業協会としての46年間の歴史に終止符を打ち、平成24年4月1日より、新たに公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会として発足いたします。

当協会が公益社団法人となるにあたって、安全・安心な不動産取引を通して消費者の利益を守るという宅地建物取引業者の担う公益的使命のため、これまで実施してきた「不動産流通」「研修」「不動産相談・社会貢献」の3つの事業を柱として社会に貢献していく所存です。

最後に、当協会はこれからもより一層、消費者の利益の保護に資する事業に積極的に取り組み、信頼される団体として公益事業を推進して参ります。どうか今後とも皆様方のご協力とご支援をお願い申し上げます。

社団法人 福岡県宅地建物取引業協会
会 長 北 里 厚

23建第2561号
平成24年3月21日

社団法人福岡県宅地建物取引業協会
会長 北里 厚 殿

福岡県知事
小川



認定書

平成23年8月29日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、別紙のと通りの公益社団法人として認定する。